

## 平成 29 年分相続税の申告の状況について

相続税の課税対象となった被相続人数及び課税割合は前年と同水準

平成 29 年中（平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）に亡くなられた方から相続や遺贈などにより財産を取得した方についての、相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

（注）平成 27 年 1 月 1 日以後の相続等については、平成 25 年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

### 1 被相続人数

平成 29 年中に亡くなられた方（被相続人数）は 114,217 人（平成 28 年 112,285 人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は 4,662 人（平成 28 年 4,439 人）で、課税割合は 4.1%（平成 28 年 4.0%）となっており、平成 28 年より 0.1 ポイント増加しました。

### 2 課税価格

課税価格の合計は 5,613 億円（平成 28 年 5,339 億円）で、被相続人 1 人当たりでは 1 億 2,040 万円（平成 28 年 1 億 2,027 万円）となっています。

### 3 税額

税額の合計は 557 億円（平成 28 年 521 億円）で、被相続人 1 人当たりでは 1,194 万円（平成 28 年 1,174 万円）となっています。

### 4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、現金・預貯金等 35.2%（平成 28 年 35.7%）、土地 31.1%（平成 28 年 32.5%）、有価証券 13.0%（平成 28 年 12.3%）の順となっています。

## 相続税の申告事績

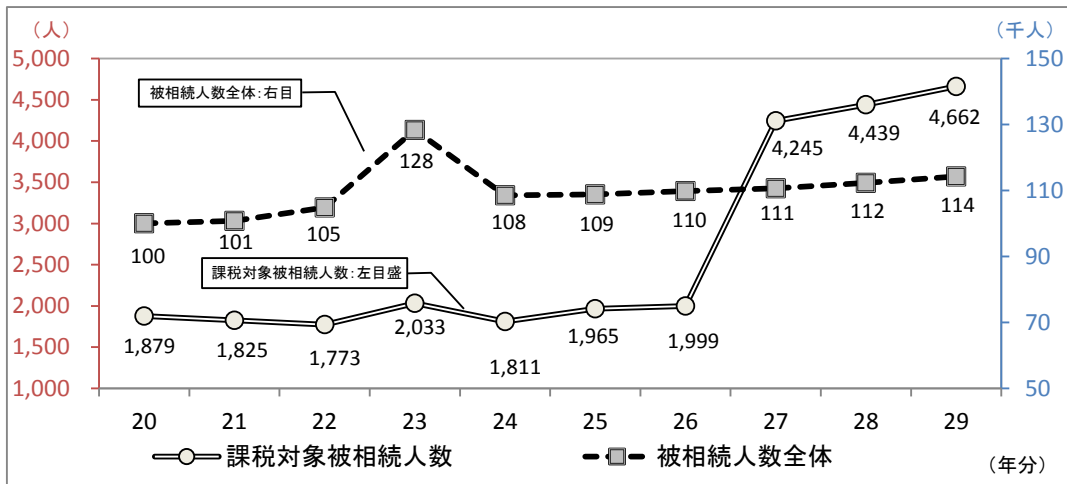
【仙台区税局】

項目		年分等	年分等		対前年比	
			平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>		
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人	112,285	114,217	101.7%	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 1,043	4,439	4,662 外 1,070	105.0% 外 102.6	
③	課税割合 (②/①)	%	4.0	4.1	ポイント 0.1	
④	相続税の納税者である相続人数	人	9,677	10,267	106.1%	
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	億円 外 607	5,339	5,613 外 626	105.1% 外 103.1	
⑥	税額	億円	521	557	106.8%	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	課税価格 <sup>(注4)</sup> (⑤/②)	万円 外 5,823	12,027	12,040 外 5,849	100.1% 外 100.5
⑧		税額 (⑥/②)	万円	1,174	1,194	101.7%

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

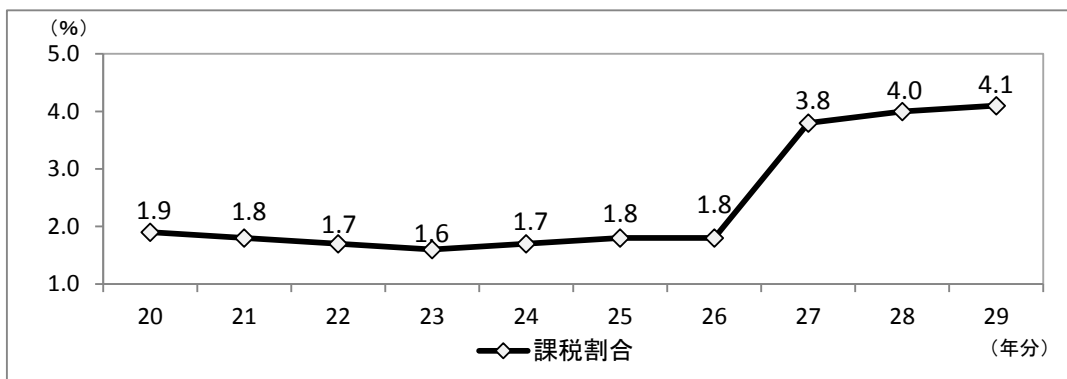
(付表1)

### 被相続人数の推移



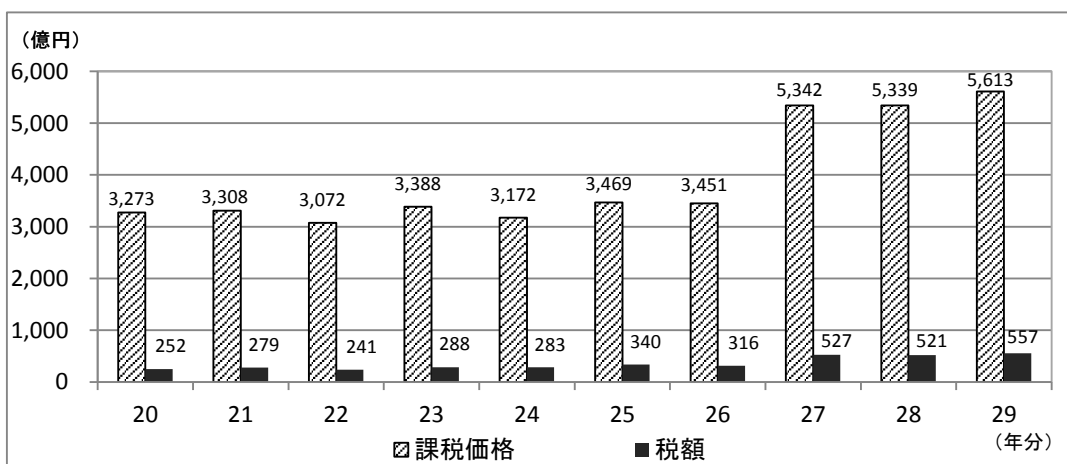
(付表2)

### 課税割合の推移



(付表3)

### 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、更に相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

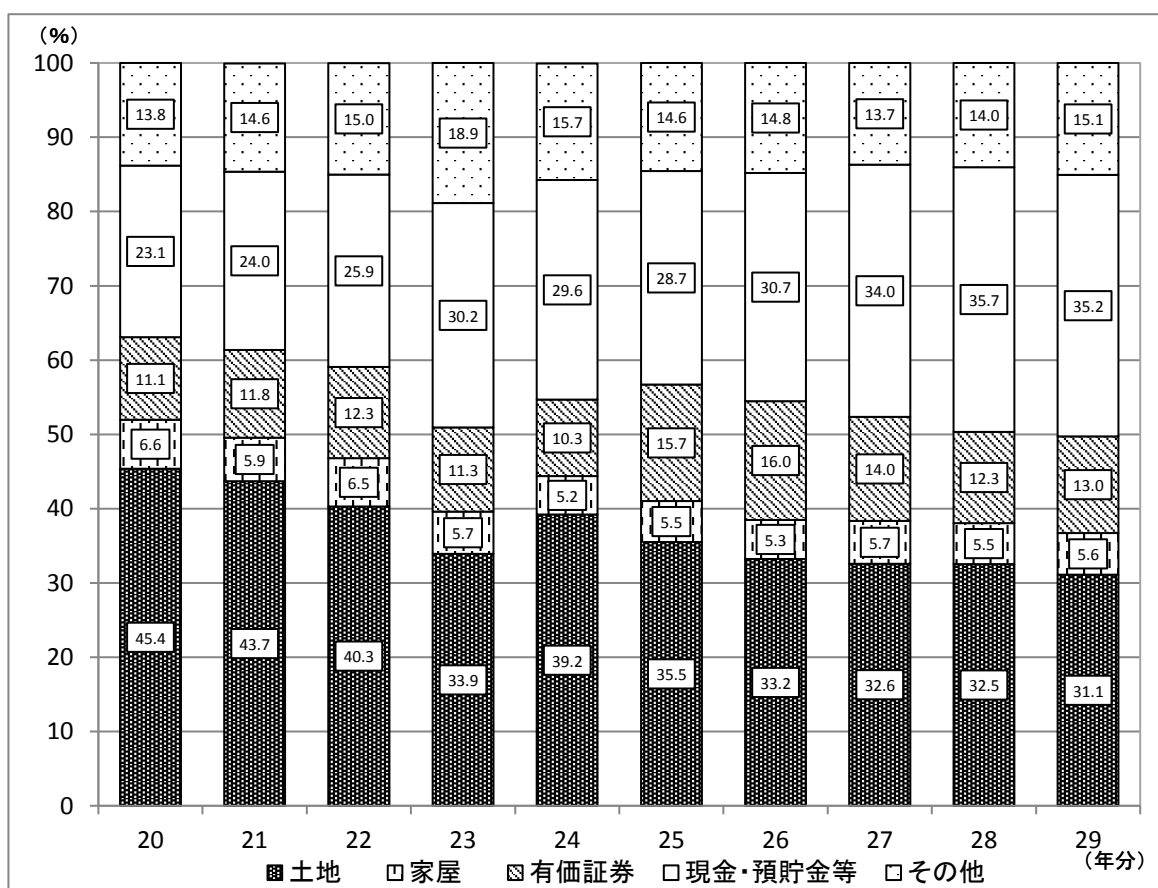
2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

### 相続財産の金額の推移

年分	項目	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成20		1,630	238	398	831	496	3,594
21		1,558	210	418	861	520	3,567
22		1,338	218	408	864	500	3,328
23		1,228	207	410	1,094	684	3,622
24		1,328	175	348	1,000	532	3,383
25		1,324	205	585	1,072	543	3,729
26		1,207	193	580	1,117	538	3,635
27		1,856	327	798	1,934	779	5,695
28		1,837	313	692	2,014	792	5,648
29		1,850	336	772	2,094	897	5,948

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

### 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

## 相続税の申告事績【青森県】

項目	年分等	年分等		対前年比
		平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 17,309	人 17,575	% 101.5
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 123 474	人 外 108 510	% 外 87.8 107.6
③	課税割合 (②/①)	% 2.7	% 2.9	ポイント 0.2
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,051	人 1,188	% 113.0
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	億円 外 73 647	億円 外 68 632	% 外 92.7 97.7
⑥	税額	億円 90	億円 69	% 76.1
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	万円 外 5,950 13,658	万円 外 6,284 12,401	% 外 105.6 90.8
⑧		万円 1,908	万円 1,349	% 70.7

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## 相続税の申告事績【岩手県】

項目		年分等		対前年比
		平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 16,959	人 17,232	% 101.6
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 663 外 138	人 655 外 151	% 98.8 外 109.4
③	課税割合 (②/①)	% 3.9	% 3.8	ポイント ▲ 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,348	人 1,368	% 101.5
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	億円 707 外 80	億円 728 外 86	% 103.1 外 108.3
⑥	税額	億円 52	億円 60	% 115.0
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	万円 10,661 外 5,780	万円 11,120 外 5,721	% 104.3 外 99.0
⑧		万円 788	万円 917	% 116.4

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## 相続税の申告事績【宮城県】

項目		年分等		対前年比
		平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 23,426	人 23,876	% 101.9
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 359 1,259	人 外 343 1,289	% 外 95.5 102.4
③	課税割合 (②/①)	% 5.4	% 5.4	ポイント 0.0
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,853	人 2,855	% 100.1
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	億円 外 206 1,595	億円 外 191 1,588	% 外 93.0 99.6
⑥	税額	億円 164	億円 160	% 97.8
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	万円 外 5,731 12,666	万円 外 5,581 12,319	% 外 97.4 97.3
⑧		万円 1,300	万円 1,242	% 95.5

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## 相続税の申告事績【秋田県】

項目		年分等	年分等		対前年比
			平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人	15,244	15,425	101.2%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 77	372	366 外 87	98.4% 外 113.0
③	課税割合 (②/①)	%	2.4	2.4	0.0ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	人	789	827	104.8%
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	億円 外 45	457	401 外 52	87.6% 外 115.3
⑥	税額	億円	40	33	81.7%
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	課税価格 <sup>(注4)</sup> (⑤/②)	万円 外 5,867	10,944 外 5,985	89.0% 外 102.0
⑧		税額 (⑥/②)	万円	895	83.0%

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。



## 相続税の申告事績【山形県】

項目		年分等		対前年比
		平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 15,181	人 15,331	% 101.0
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 118 555	人 外 126 599	% 外 106.8 107.9
③	課税割合 (②/①)	% 3.7	% 3.9	ポイント 0.2
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,164	人 1,291	% 110.9
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	億円 外 69 592	億円 外 73 737	% 外 106.0 124.5
⑥	税額	億円 59	億円 77	% 131.0
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	万円 外 5,859 10,675	万円 外 5,818 12,310	% 外 99.3 115.3
⑧		万円 1,063	万円 1,291	% 121.4

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## 相続税の申告事績【福島県】

項目		年分等		対前年比
		平成28年分 <sup>(注1)</sup>	平成29年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 24,166	人 24,778	% 102.5
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 228 1,116	人 外 255 1,243	% 外 111.8 111.4
③	課税割合 (②/①)	% 4.6	% 5.0	ポイント 0.4
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,472	人 2,738	% 110.8
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	億円 外 134 1,340	億円 外 155 1,526	% 外 115.3 113.9
⑥	税額	億円 116	億円 158	% 136.2
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	万円 外 5,890 12,010	万円 外 6,071 12,280	% 外 103.1 102.2
⑧		万円 1,037	万円 1,267	% 122.3

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。